

第二回國會 通信委員會會議錄 第一号

昭和二十三年一月二十七日（火曜日）
午後二時五十二分開議

出席委員

委員長 岡田 壽二君
委員 片島 潜君 成田 知巳君
野上 健次君 久尾三郎君
小島 三三君 田島 房邦君
長谷川俊一君 長谷川政友君
多田 勇君 中野 寅吉君
林 謙治君 河口 陽一君

出席政府委員

通信政務次官 権熊 三郎君
通信事務官 山戸 利生君
委員外の出席者 専門調査員 吉田 弘苗君

一月二十四日

郵便為替法案（内閣送付）（予第一号）
郵便振替貯金法案（内閣送付）（予第二号）

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

郵便為替法案（内閣送付）（予第一号）
郵便振替貯金法案（内閣送付）（予第二号）

○岡田委員長 これより会議を開きます。

第二回國會初の委員会開会に際しまして、一言御挨拶を申し上げます。前國會におきましては、その最終委員会の席上でも御報告いたしました通り、本委員会は全會期を通じて二十八回の委員会、六回の委員打合せ、八回の理事會を開催し、法律案三件を可決し、附屬

三十五件の採択、二件の不採択を議決して本會議に送りましたほか、通信事業全般に対する検討、重要通信施設の調査、緊急事件に関する質問、調査等、多岐にわたる活動を行ひまして、負荷の職責ははげしくを完了したと申して

もあえて過言ではないと存するのであります。この成果を収めることのできましたことは、ひとえに委員各位の熱誠なる御協力の賜でありまして、委員長といたしましては、御褒めのために御同慶にたえないと同時に、私に對して與えられました直接間接の御助力に對し感謝にたえない次第でございます。

またこれと同時に、通信大臣初め通信省各政府委員の各位、國會事務局、専門調査員の方々の御援助、御努力に對しまして、この機会に重ねて厚くお礼を申し上げたいと存じます。

第一回國會における本委員会の活動状況につきましては、その概要をとりまとめとして拙手としてお手もとに配付いたしておきましたから、参考としてごらんいただくようお願い申し上げます。

いよいよ本日より、委員会は第二回國會期間の活動にはいるのであります。が、國家の前途いよいよ多事多難、國會の責務もますます重きを加えんと

もに、本期間におきましては、本委員会に對する提出重要法案も相当多数を予想せらるゝのでありまして、委員会にいたしましては、前會期中に得た幾多貴重な経験と、通信事業に對する深められた認識とを基礎として、さらに清新鋭利たる氣分をもつて、その任務を

達成したいと念願いたすものであります。何とぞ委員並びに関係者各位におかれども、倍旧の御援助、御協力を寄せられんことをお願い申し上げます。御挨拶といたします。

○岡田委員長 去る二十四日、予備審査のため本委員会に付託されました郵便為替法案及び郵便振替貯金法案を一括議題といたします。まず政府當局の提案理由の説明を求めます。権熊政務次官。

郵便為替法案
第一章 總則

第一條（この法律の目的） この法律は、郵便為替を簡便で確実な送金手段としてあまなく公平に利用させることによつて、國民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二條（郵便為替の國營及び通信大臣の職責） 郵便為替は、國の行う事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一 郵便為替に関する條約及び法律に従ひ、省令を発すること。
二 法律に触れない範圍において、郵便為替の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便為替事務の窓口取扱時間を定めること。

三 法律に触れない範圍において、郵便為替の總括計算の事務を取り扱う官署を設け、又は閉止すること。
四 郵便為替の業務に従事する者をその職務につき指揮監督すること。

五 法律に触れない範圍において、郵便為替の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保健その他の施設をし、且つ、郵便為替の業務に従事する者の訓練を行うこと。
六 郵便為替事業を行うため、財政及び會計に関する法令の定めるところに従ひ、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便為替に関し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條（通信大臣の職權の委任） 通信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に関するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條（郵便為替の業務に従事する官吏） 郵便為替の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に関する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條（印紙税の免除） 郵便為替に関する書類には、印紙税を課さない。

第六條（郵便為替に関する條約） 郵便為替に関する條約に別段の定めがある場合には、その規定による。

第七條（郵便為替の種類） 郵便為替は、通常為替、電信為替及び小爲替とする。

第八條（通常為替） 通常為替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する通常為替証書を発行してこれを差出人に交付するとともに、振出請求書を差出人の指定する振渡郵便局に送付し、その振渡郵便局において、送付を受けた振出請求書と通常為替証書とを對照した上通常為替証書を引き換えに差出人の指定する受取人に爲替金を拂ひ渡す。

第九條（電信為替） 電信為替においては、差出人が現金を振出請求書とともに郵便局に差し出したときに、その郵便局において、その旨を省令の定める郵便局に電信で通知し、その通知を受けた郵便局において、差し出された現金の額を表示する電信為替証書を発行してこれを差出人の指定する受取人に送達するとともに、その電報を差出人の指定する振渡郵便局（差出人の指定のないときは、電信為替証書を発行する郵便局の指定する振渡郵便局）に送達し、その振渡郵便局において、送達を受けた電報と電信為替証書とを對照した上電信為替証書を引き換えに受取人

に爲替金を拂い渡す。

第十條(小爲替) 小替においては、差出人が現金を郵便局に差し出したときに、その郵便局において、差し出された現金の額を表示する小爲替証書を発行してこれを差出人の指定する郵便局(差出人の指定のないときは、受取人の選出する郵便局)において、差出人が小爲替証書に記載した受取人に小爲替証書と引き換えに爲替金を拂い渡す。

第十一條(交換決済による拂渡) 前三條の規定は、爲替金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第十二條(爲替金に関する権利の譲渡) 爲替金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない。

爲替金に関する受取人の権利の銀行への譲渡は、当該郵便爲替証書を銀行に引き渡さなければ、これを以て通信官署その他の第三者に対抗することができない。

前項の規定は、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第十三條(証明) 通信官署は、郵便爲替の差出人又は受取人の眞偽を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十四條(正当の拂渡及び拂もどし) この法律又はこの法律に基づく省令に規定する手続を経て、爲替金を拂い渡し、又は拂いもどしたときは、正当の拂渡又は拂もどしをしたものとみなす。

第十五條(免責) 通信官署は、左の場合において爲替金の拂渡又は拂もどしを延期したときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局において現金に余裕のないとき。

二 爲替金の拂渡又は拂もどしに関する書類が揃つていないとき。

三 不可抗力に因り拂い渡し又は拂いもどすことができないとき。

第十六條(郵便爲替証書の金額の制限) 通常爲替証書、電信爲替証書及び小爲替証書(以下郵便爲替証書と総称する。)の金額は、一枚につき、通常爲替証書及び電信爲替証書にあつては五千円以下、小爲替証書にあつては千円以下とする。但し、郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に關し通信官署相互間又は通信官署とこれらの業務に従事する者との間において公金を郵便爲替によつて授受する場合における郵便爲替証書及び代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従ひ通信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における通常爲替証書について、は、通信大臣は、その制限額を引き上げることができる。

電信爲替証書の金額には、一円未満の端数をつけることができない。

第十七條(郵便爲替の料金) 郵便爲替の料金は、郵便爲替証書一枚につき左の通りとする。

一 通常爲替
爲替金額千円以下の場合
十五円

同 三千円以下の場合
二十円

同 五千円以下の場合
二十五円

二 電信爲替
爲替金額百円以下の場合
二十五円

同 三百円以下の場合
五十円

同 千円以下の場合
七十円

同 三千円以下の場合
九十円

同 五千円以下の場合
百円

三 小爲替
爲替金額五十円以下の場合
二円

同 五百円以下の場合
四円

同 千円以下の場合
六円

電信爲替に關する通知を至急電報でする場合における電信爲替の料金は、前項第二号に規定する料金の倍額とする。

前條第一項但書の規定により制限額を引き上げた場合における郵便爲替について、前項本文に規定する制限額又はその端数ごとに各別に郵便爲替証書を発行したものとみなして、前二項の例による。

郵便爲替の料金は、差出人が第八條乃至第十條の規定により現金を郵便局に差し出す際、これを納付しなければならない。

第十八條(郵便爲替の料金の免除及び低減) 郵便、電信、電話、郵便爲替、郵便貯金及び郵便振替貯金の業務に關し通信官署相互間又は通信官署とこれらの業務に従事する者との間において公金を授受する場合における郵便爲替については、通信大臣は、その料金を免除し、又は低減することができ、

第十九條(料金の還付) 郵便爲替に關する既納の料金は、左のものに限り、これを納付した者の請求に因り還付する。

一 過納又は誤納の料金
第二十五條第一項の規定により通常爲替証書を連送郵便物として送達する取扱において、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて特殊取扱をしない郵便物として送達するのと同様の結果を生じた場合における郵便物の運送料に相当する金額

三 電信爲替において、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて通常爲替によつたのと同様の結果を生じた場合における当該爲替金額に対する電信爲替の料金と通常爲替の料金との差額

四 前二号に掲げるものを除いて、郵便爲替に關する業務に従事する者の過失に因つて請求に係る取扱をなかつた場合におけるその取扱の料金
前項の請求は、その料金を納付した時から二年を經過したときは、これをすることができない。

第二十條(郵便爲替証書の有効期間) 郵便爲替証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域につき、前項の有効期間を延長することができる。

第十五條に規定する場合において爲替金の拂渡又は拂もどしを延期した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第二十一條(郵便爲替証書の再交付) 通信官署は、左の場合において、郵便爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、郵便爲替証書を再交付する。

一 小爲替証書が亡失された場合において、当該小爲替の有効期間が經過したとき、又は小爲替証書以外の郵便爲替証書が亡失されたとき。

二 郵便爲替証書が汚染され、又は損壊されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 郵便爲替証書の有効期間が經過したとき。

差出人又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として郵便爲替証書十枚につき十円を納付しなければならない。

第二十二條(爲替金に関する権利の消滅) 郵便爲替証書の有効期間の經過後三年間、郵便爲替証書の再交付又は爲替金の拂もどしの請求がないときは、爲替金に關する差出人及び受取人の権利は、消滅する。

第二十三條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において

て、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、通信官署を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができ

第二十四條(非常取扱) 通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた郵便爲替の差出人又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便爲替に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をすることができ

第二章 通常爲替

第二十五條(証書送達) 差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、通常爲替証書を差出人の指定に従ひ特殊取扱をしない郵便物又は速達郵便物として、受取人に送達する

第二十六條(引換金の郵便爲替) 代金引換の取扱において郵便物の差出人の指定に従ひ通信官署において引換金を通常爲替によつて送金する場合における郵便爲替の料金は、第十七條第四項の規定にかかわらず爲替金の拂渡を受け、又は当該郵便爲替証書を郵便振替貯金の拂込金に充てる際、当該郵便爲替の受取人が、これを納付しなればならない

前項の通常爲替の料金は、第十七條第一項の規定にかかわらず、爲替金額が千円以下の場合には、小爲替の料金と同額とする

第二十七條(振出請求書の記載事項の訂正) 第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、差出人の訂正の請求があつたときは、振出請求書の記載事項を訂正し、又は振出郵便局に訂正の請求があつた旨を差出人の指定に従ひ郵便若しくは電信で通知する

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局において振出請求書を訂正する。但し、既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める

第一項に規定する通知の取扱については、差出人は、郵便又は電信に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなればならない

第二十八條(便宜拂) 銀行に爲替金を拂い渡す場合において、銀行の請求があつたときは、第八條に規定する郵便振替局以外の郵便局において、爲替金を拂い渡すことができる

前項の規定により爲替金を拂い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、通信官署において承認した郵便局に限る

第二十九條(拂渡の停止) 通常爲替の差出人が爲替金の拂渡の停止を請求したときは、郵便局において、爲替金を拂い渡さず、又は拂渡郵便局に拂渡の停止の請求があつた旨を差出人の指定に従ひ郵便若しくは電信で通知する

前項の通知があつたときは、拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡さない。但し既に爲替金を拂い渡した後であるときは、その旨を差出人に通知するに止める

爲替金の拂渡の停止の解除の請求があつた場合において、その請求を受けた郵便局が拂渡郵便局でないときは、差出人の指定に従ひ郵便又は電信で拂渡郵便局に解除の請求のあつた旨を通知する

第一項及び前項に規定する通知の取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する

第三十條(拂渡済の通知) 差出人が第八條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、拂渡郵便局において、爲替金を拂い渡したときにその旨を差出人に通知する

前項の規定による取扱については、第二十七條第三項の規定を準用する

第三十一條(拂渡済の調査) 通常爲替の差出人の請求があるときは、郵便局において、爲替金を拂い渡した結果を差出人に通知する

前項の場合において、同項の請求を受けた郵便局が他の通信官署に照会しなればならないときは、当該郵便局において、差出人の指定に従ひ郵便又は電信で照会する

第三十二條(拂もどし) 差出人の請求があるときは、第八條の規定により差出人が現金を差し出した郵便局において、郵便爲替証書と引き換えに爲替金を当該差出人に拂いもどす

郵便爲替証書が亡失され、若しくは汚損され、若しくは損壊されたため記載事項がわからなくなつた場合又は郵便爲替証書の有効期間が経過した後において、爲替金がまだ拂い渡されていぬときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する郵便局において、爲替金を拂いもどす

前項の規定による取扱については、差出人は、その料金として一円を納付しなればならない

第三十三條(郵便局の変更) 爲替金を拂い渡し、又は拂いもどすべき郵便局は、省令の定めるところにより、通常爲替の差出人又は受取人の請求があるときは、これを変更することができ

第三十四條(特殊取扱) 差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、郵便爲替の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができ

第三十五條(電信爲替証書の留置) 差出人が第九條の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、同條に規定する省令の定めるところにより、電信爲替証書を郵便振替局に送付し、郵便振替局において、送付を受けた電信爲替証書を留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する

前項の場合において、当該電信爲替証書の発行の日から七日以内に受取人が出頭しないときは、当該電信爲替証書は、これを差出人に送付する

第三十六條(準用規定) 電信爲替については、第二十七條乃至第三十三條の規定を準用する。この場合において、第二十七條第一項、第二十八條第一項、第三十條第一項及び第三十二條第一項中「第八條」とあるのは、これを「第九條」と読み替へるものとする

第四節 小爲替

第三十七條(小爲替証書の記載事項の訂正等) 小爲替証書の記載事項の訂正又は郵便振替局の指定の抹消は、郵便局において、差出人の請求に因りこれをする

十條第一項及び第三十二條第一項中「第八條」とあるのは、これを「第十條」と読み替へるものとす。

前項において準用する第三十二條第二項の規定による場合は、小爲替証券の亡失に係る場合には、当該小爲替証券の有効期間内は、これをしない。

附則

第三十九條 この法律は、昭和二十三年三月一日から、これを施行する。

第四十條 明治三十三年法律第五十五号郵便法は、これを廃止する。

第四十一條 この法律施行前に差出人が現金を郵便局に差し出した郵便爲替については、第三十一條の規定を除いて、この法律を適用する。

第四十二條 金融緊急措置令の規定による封鎖支辨のための郵便爲替については、同令施行中は、昭和二十一年閣令第六十一号金融緊急措置令に基づく封鎖支辨の取扱に関する件は、なおその効力を有する。

郵便振替貯金法案

郵便振替貯金法目次

- 第一章 総則
- 第二章 加入
- 第三章 拂込、振替及び拂出
- 第一節 通則
- 第二節 拂込
- 第三節 振替
- 第四節 拂出
- 第五節 特殊受拂

第四章 脱退及び除名

第五節 特殊郵便振替貯金

第一節 公金に関する郵便振替貯金

第二節 債券に関する郵便振替貯金

第三節 在外加入者の郵便振替貯金

附則

第一章 総則

第一條 この法律の目的は、この法律は、郵便振替貯金を簡便で確実な資金及び債権債務の決済の手段としてあまなく公平に利用させることによつて、國民の円滑な経済活動に資することを目的とする。

第二條（郵便振替貯金の國營及び通信大臣の職責） 郵便振替貯金は、國の行方事業であつて、通信大臣が、これを管理する。

通信大臣は、この法律の目的を達成するため、左の職責を有する。

一 郵便振替貯金に関する條約及び法律に従い、省令を発すること。

二 法律に抵触しない範圍において、郵便振替貯金の取扱をする郵便局を指定し、郵便局における郵便振替貯金事務の窓口取扱時間を定めること。

三 法律に抵触しない範圍において、郵便振替貯金の業務に従事する者の能率の向上を図るため必要な厚生、保護その他の施設をし、且つ、郵便振替貯金の業務に従事する者の訓練を行うこと。

六 郵便振替貯金事業を行うため、財政及び會計に関する法令の定めるところに従い、必要な契約をすること。

七 前各号に掲げるものを除いて、郵便振替貯金に關し通信大臣の職責として法令の定める事項を掌理すること。

第三條（通信大臣の職權の委任） 通信大臣は、この法律に定める職權で細目の事項に關するものを、條件を定めて、通信局長又は郵便局長に委任することができる。

第四條（郵便振替貯金の業務に従事する官吏） 郵便振替貯金の業務に従事する官吏の身分、給與及び服務に關する事項は、別に法律でこれを定める。

第五條（印紙税の免除） 郵便振替貯金に關する書類には、印紙税を課さない。

第六條（郵便振替貯金に關する條約） 郵便振替貯金に關し條約に別段の定めがある場合には、その規定による。

第七條（業務の繼續） 郵便振替貯金においては、加入者のために口座を設けて、左の取扱をする。

一 加入者又は加入者でない者の拂込む金額を口座に受け入れること。

二 加入者の口座から加入者の指定する他の口座へ貯金の振替をすること。

三 加入者の口座の貯金を拂い出して、その加入者又はその他の者に抽出金を拂い渡すこと。

第八條（口座の名稱） 口座は、加入者の氏名（法人の場合にはその名稱。以下本條において同じ。）を以てその名稱とする。

加入者の商号、屋号その他氏名以外の名稱は、通信官署の承認を受けなければ、これを口座の名稱として使用することができない。

前項の名稱は、当該口座につき一に限る。

第二項の承認を受けたときは、加入者は、その料金として五円を納付しなければならない。

第九條（印章） 加入者又は代理署名人は、郵便振替貯金に關する手續をする場合には、通信官署に届け出た印章を押さなければならぬ。

前項の場合において、加入者の指定した参加署名人があるときは、参加署名人も、通信官署に届け出た印章をもとに押さなければならない。

前二項の印章は、各当該口座につき一に限る。

第十條（代理署名人） 加入者の指定する代理署名人は、加入者に代つて、振替及び拂出を請求することができる。

代理署名人は、一人に限る。

第十二條（参加署名人） 参加署名人は、一人に限る。

第十二條（法人でない團體の代表者） 法人でない團體の郵便振替貯金においては、その團體の代表者一人を定めなければならない。

前項の郵便振替貯金に關する權利義務については、その代表者を加入者とみなす。

第十三條（郵便振替貯金に關する加入者の權利の譲渡） 郵便振替貯金に關する加入者の權利は、通信大臣の承認を受けて、これを譲り渡すことができる。

前項の規定による譲渡があつたときは、譲受人は、譲渡人が当該口座に關し通信官署に対して負う義務を承継する。

第一項の承認があつたときは、口座所管署において、その料金として二十円を当該口座の貯金から控除して徴収する。

第十四條（証明） 通信官署は、加入者、代理署名人、参加署名人、抽出金若しくは貯金殘額の受取人又は抽出金の還付を受けるべき者の眞實を調査するため必要な証明を求めることができる。

第十五條（正当の振替等） この法律又はこの法律に基く省令に規定する手續を経て、貯金を振り替え、貯金を拂出し、抽出金若しくは貯金殘額を拂い渡し、又は抽出金を還付したときは、正当の振替、拂出、拂渡又は還付をしたものとみなす。

第十六條（免責） 通信官署は、左の場合において、郵便振替貯金の取扱の遅延があつたときは、これに因り生じた損害を賠償しない。

一 拂込、振替又は拂出に關する書類の送達が遅延したとき。

二 拂込、振替又は拂出に關する書類が不完全であつたとき。

第一類第十五号 通信委員會會議錄 第二号 昭和二十三年一月二十七日

第三十二條(利用の制限及び業務の停止) 通信大臣は、天災その他やむを得ない事由がある場合において、重要な業務の遂行を確保するため必要があるときは、口座所管局又は郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便振替貯金の利用を制限し、又は業務の一部を停止することができる。

第二十三條(非常取扱) 通信大臣は、天災その他非常の災害があつた場合において、その災害を受けた加入者又は受取人の緊急な需要を充たすため必要があるときは、省令の定めるところにより、郵便局を指定し、且つ、期間を定めて、郵便振替貯金に關し、料金を免除し、又は便宜の取扱をするることができる。

第二十四條(口座の開設) 通信大臣は、郵便振替貯金の加入の申込があつた場合においてこれを承諾し、かつ、口座を開設する。前項の申込をした者は、口座の開設があつたときは、その料金として二十四を納付しなければならぬ。

第二十五條(加入の制限) 前條第一項の申込をした者が第五十六條第一項第一号又は第二号の事由に因り除名された者であるときは、通信大臣は、口座を開設しないことができる。

第三章 拂込、振替及び拂出
第一節 通則
第二十六條(拂込、振替及び拂出の種類) この法律に特別の定めのあるものの外、拂込は、通常拂込及び

電信拂込とし、振替は、通常振替及び電信振替とし、拂出は、通常現金拂、電信現金拂及び小切手拂とする。

第二十七條(拂込、振替及び拂出に使用する書類) 拂込は、拂込書を以て、振替の請求は、拂出書を以て、拂出の請求は、拂出書又は小切手を以てこれをしなければならぬ。

拂込書、拂出書及び小切手には、通信大臣の発行する用紙を使用しなければならぬ。但し、拂込書の用紙及び省令の定める拂出書の用紙は、省令の定める様式に従い、これを私製することができる。

拂込書の用紙は、これを無償で拂込人に交付する。但し、第二十条第二項に規定する拂込書の用紙は、これを拂込人に交付しない。第二項の用紙で拂込書の用紙以外のものは、五十枚づつ一冊につき一円で、これを加入者に賣渡す。

第二十八條(通信文) 拂込又は振替若しくは拂出の請求をするときは、拂込書又は拂出書に通信文を記載することができる。

電信拂込、電信振替若しくは電信現金拂又は第三十一條第一項の規定による通知を電信でする通常拂込若しくは通常振替をする場合における前項の通信文の通知については、電信に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならない。

第二十九條(現在高を超える振替等の禁止) 加入者は、口座の現在高を超えて、振替若しくは拂出を請求し、又は小切手を振り出すことができない。

第三十條(受拂通知) 口座に拂込若しくは振替金を受け入れ、又は口座から貯金を拂い出したときは、口座所管局において、その受拂商及び口座の現在高をその加入者に通知する。

第三十一條(特殊取扱) 通信官署は、省令の定めるところにより、拂込、振替若しくは拂出に關する書類の送達又は拂込若しくは振替に關する通知を特別に速やかに到達させる方法によりする取扱をする。

前項の取扱については、郵便又は電信に關する料金を基準として省令の定める料金を納付しなければならぬ。

第二節 拂込
第三十二條(拂込) 拂込は、拂込金を郵便局に差し出してこれをする。

拂込金を受領したときは、郵便局において、通常拂込にあつては、郵便振替貯金に充てられ、電信は、電信振替に充てられ、拂込の事実を電信で口座所管局に通知する。

第三十三條(小切手を以てする拂込) 小切手は、省令の定めるところにより、小切手金額で、これを通常拂込の拂込金に充てることができ、但し、当該小切手を呈示期間(支出書の振り出した小切手については会計法第二十八條第一項に規定する一年の期間)内に呈示した場合において支拂拒絶があつたときは、その拂込は、初からな

がつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、当該小切手が決済された後でなければ、口座の現在高がその小切手による拂込の金額を下るような振替又は拂出の取扱をしない。

第三十四條(証書を以てする拂込) 第三十八條第一項、第二項、第五十五條及び第五十六條第二項の拂出振替並びに郵便振替証書は、その表示する金額でこれを通常拂込の拂込金に充てることができる。但し、当該証書による拂出金、貯金残額又は為替金が拂渡の停止その他の事由に因つて拂い渡すことができないものであつたときは、その拂込は、初からなかつたものとみなす。

前項本文の規定による拂込に係る郵便振替貯金については、同項但書に規定する事由がなくなつた後でなければ、口座の現在高がその証書による拂込の金額を下るよう振替又は拂出の取扱をしない。

第三十五條(拂込の取消) 拂込の取消の申出は、拂込人が、拂込をした口座の屬する口座所管局又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、拂込人の指定に従い、郵便又は電信で、その旨を同項の口座所管局に通知する。

前項の規定による取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けたときは、口座所管局において、拂込金を既に口座に受け入れた後であるときは、拂込金を還付することなくその旨を拂込人に通知するに止める。

前項の郵便局は、省令の定めるところにより、拂込人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、拂込人は、その料金として二円を納付しなければならない。

第三節 振替
第三十六條(振替) 通常振替においては、加入者の請求に因り、口座所管局において当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

電信振替においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で、口座所管局に通知し、口座所管局において、当該加入者の口座から貯金を拂い出して、これを加入者の指定する他の口座に受け入れる。

前二項の場合において、貯金を拂い出す口座の屬する口座所管局と貯金を受け入れる口座の屬する口座所管局とが異なるときは、口座所管局相互間における必要な通知は、通常振替にあつては郵便で、電信振替にあつては電信でこれをする。

第三十七條(振替の請求の取消) 振替の請求の取消の申出は、振替を請求した加入者が、その口座の属

する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する所管廳に通知する。

前二項の場合において、貯金を払い出す口座の属する口座所管廳と貯金を受け入れる口座の属する口座所管廳とが異なるときは、口座所管廳相互間における必要な通知は、第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、これをする。

前二項の規定による取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第一項の申出又は第二項の通知を受けた場合において、まだ貯金を払い出してないときは、払い出さず、既に貯金を払い出した後であるときは、口座所管廳において、振替金をその口座にもどし入れる。但し、振替金を既に他の口座に受け入れた後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第四節 排出

第三十八條(排出) 通常現金拂において、加入者の請求に因り、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を払い出してその排出金額を表示する排出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局において、その排出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に払い渡す。

電信現金拂においては、加入者の請求に因り、省令の定める郵便局において、その請求に係る事項を電信で口座所管廳に通知し、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を払い出してその旨を電信で省令の定める郵便局に通知し、その郵便局において、その排出金額を表示する排出証書を発行し、当該加入者の指定する郵便局(当該加入者の指定のないときは、排出証書を発行する郵便局の指定する郵便局において、排出証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を当該加入者の指定する受取人に払い渡す。

小切手拂においては、加入者が省令の定めるところにより、通信官署にあてて振り出した小切手の呈示があつた場合において、当該加入者の指定する郵便局又は通信大臣の指定する郵便局において、小切手金額の支拂に充てる貯金の有無をその小切手を振り出した加入者の口座の属する口座所管廳に照会し、その貯金があるときは、口座所管廳において、当該加入者の口座から貯金を払い出し、その旨をその郵便局に通知し、その郵便局において、小切手と引き換えに小切手金額の現金を払い渡す。

前二項の規定は、排出金を手形交換所における交換決済により拂い渡すことを妨げない。

第三十九條(排出金額の制限) 通常現金拂又は電信現金拂における排出の請求の金額は、加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の請求又は第三十九條第四項に規定する通常現金拂の請求をする場合を除いて、排出金一枚につき一万円を超えてはならない。但し、加入者の請求がある場合において、通信大臣が特に必要と認め、通常現金拂の制限額を引き上げたときは、この限りでない。

定する通常現金拂の請求をする場合を除いて、排出金一枚につき一万円を超えてはならない。但し、加入者の請求がある場合において、通信大臣が特に必要と認め、通常現金拂の制限額を引き上げたときは、この限りでない。

第四十條(排出金の拂渡の停止) 通常現金拂の排出金額の停止の申出は、排出を請求した加入者が、その口座の属する口座所管廳又は郵便局に対しこれをする。

前項の申出があつたときは、郵便局において、その申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その旨をその申出をした者の口座の属する口座所管廳に通告する。

前二項の場合において、口座所管廳は、必要な事項を第一項の申出をした者の指定に従い郵便又は電信で、その排出金を払い渡すべき郵便局に通知する。

前項の場合において、まだ排出金を払い渡してないときは、払い渡さず、既に排出金を払い渡した後であるときは、その旨を第一項の申出をした者に通知するに止める。

第二項及び第三項に規定する取扱については、第三十一條第二項の規定を準用する。

第四十一條(排出の請求の取消) 通常現金拂の排出の請求の取消については、前條第一項乃至第三項及び第三十一條第二項の規定を準用する。

する。

前項の場合において、まだ貯金を払い出してないときは、払い出さず、既に貯金を払い出した後であつて、まだ排出金を払い渡してないときは、排出金を口座にもどし入れ、排出金を払い渡した後であるときは、その旨を排出の請求の取消を申し出た者に通知するに止める。

第四十二條(排出証書の留置) 排出証書は、電信現金拂の請求の際加入者が請求したときは、これを当該加入者の指定する郵便局に留め置き、受取人の出頭をまつてその者に交付する。

第四十三條(排出金のもどし入れ) 受取人の所在不明その他の事由に因り排出金を払い渡すことができないとき、又は前條の場合において受取人が当該証書の発行の日から七日以内に出現しないときは、口座所管廳において、その排出金を口座にもどし入れる。

第四十四條(払い戻し) 通信官署は、排出を請求した加入者の請求があるときは、当該加入者が他人を受取人に指定して排出を請求した場合における排出証書で当該受取人から交付されたものによつて、当該加入者に排出金を払い渡し、又はその口座に排出金をもどし入れる。

第四十五條(排出金に関する権利の譲渡) 排出金に関する受取人の権利は、銀行以外の者にこれを譲り渡すことができない。

排出金に関する受取人の権利の銀行への譲渡は、当該排出証書を銀行に引き渡さなければ、これを以て通信官署その他の第三者に対抗することができない。

銀行に引き渡さなければ、これを以て通信官署その他の第三者に対抗することができない。

前項の譲渡には、民法第四百六十七條及び第四百六十八條の規定を適用しない。

第四十六條(排郵便局の変更) 第三十八條第一項乃至第三項の規定により排出金を払い渡すべき郵便局は、省令の定めるところにより、排出を請求した加入者又は受取人の請求があるときは、これを変更することができる。

前項の規定による取扱については、加入者又は受取人は、その料金をとして一円を納付しなければならない。

第四十七條(便宜拂) 銀行に排出金を払い渡す場合において、銀行の請求があるときは、第三十八條第一項乃至第三項の規定により排出金を払い渡すべき郵便局以外の郵便局において、排出金を払い渡すことができる。

前項の規定により排出金を払い渡すことのできる郵便局は、銀行の申出に因り、通信官署において承認した郵便局に限る。

第一項の規定により排出金を払い渡した場合において、その排出金か拂渡の停止その他の事由に因り払い渡すことができないものであつたときは、通信官署は、その払い渡した金額を返還させる。

第四十八條(排出証書の有効期間) 排出証書の有効期間は、その発行の日から二箇月とする。

通信大臣は、必要と認めるときは、離島その他交通不便の地域に

つき、前項の有効期間を延長することが出来る。

郵政局において排出金の排渡を遅延したため経過した日数は、これを第一項の有効期間に算入しない。

第四十九條(排出証書の再交付) 通信官署は、左の場合において、排出を請求した加入者又は受取人の請求があるときは、排出証書を再交付する。

一 排出証書が亡失されたとき。
二 排出証書が汚染され、又はき損されたため記載事項がわからなくなつたとき。

三 排出証書の有効期間が経過したとき。

加入者又は受取人は、前項の規定による再交付を受けるときは、その料金として証書一枚につき一円を納付しなければならない。

第五十條(排出金等に関する権利の消滅) 排出証書の有効期間の経過後三年間、排出証書の再交付又は排出の請求の取消がないときは、その排出証書に表示された金額に関する加入者及び受取人の権利は消滅する。

第五節 特殊受拂

第五十一條(保険料及び掛金の排出) 郵便振替貯金の加入者たる簡易生命保険又は郵便年金の契約者が当該保険契約又は年金契約に係る保険料又は掛金をその口座の貯金を以て支拂うべき旨を口座所管局に申し出たときは、口座所管局において、簡易保険局からの保険料又は掛金の排込に便宜して、保険料又は掛金の額に相当する金額をその口座の貯金から排し出す。

この場合には、その排し出した金額は、通信大臣の定めるところにより、これを通信事業特別会計から簡易生命保険及び郵便年金特別会計に移し換える。

前項の規定による排出の料金は、通信振替の料金と同額とする。

第五十二條(貸付金及び弁済金の受拂) 簡易生命保険法又は郵便年金の規定による貸付金の交付のため簡易保険局の請求があるときは、口座所管局において、簡易保険局の指定する加入者の口座に貸付金の額に相当する金額を受け入れる。この場合には、その受け入れた金額は、通信大臣の定めるところにより、これを一般会計から通信事業特別会計に移し換える。

第四節 脱退及び除名

第五十四條(脱退の申出) 加入者は、郵便振替貯金を脱退しようとするときは、口座所管局にその旨を申し出なければならない。

加入者は、前項の規定により申し出た後は、振替若しくは排出を請求し、又は小切手を振出すことができない。

第五十五條(口座の閉鎖) 加入者から脱退の申出があつたときは、口座所管局において、当該口座を閉鎖して、脱退を申し出た者の指定に従い、貯金残額を他の口座に振り替え、又はその者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する排出証書を発行し、その者の指定する郵便局において、その排出証書と引き換えにこれを表示された金額の現金を排し渡す。

第五十六條(除名) 通信大臣は、左の場合には、加入者を除名することができる。

一 加入者が現在高を超えて、振替若しくは排出を請求し、又は小切手を振り出したとき。

二 加入者が料金の納付を怠り、又は不法に料金を免れるような行爲をしたとき。

三 三年間当該口座への排込及び当該口座からの排出がなかつたとき。

前項の規定による除名があつたときは、口座所管局において、当該口座を閉鎖して、除名された加入者を貯金残額の受取人として貯金残額を表示する排出証書を発行し、口座所管局の指定する郵便局において、その排出証書と引き換えにこれを表示された金額の現金を排し渡す。

第五十七條(運用規定) 第五十五條及び前條第二項に規定する貯金残額については、第四十五條乃至第四十七條の規定を準用する。この場合において、第四十六條第一項及び第四十七條第一項中「第三十八條第一項乃至第三項」とあるのは、これを「第五十五條又は第五十六條第二項」と読み替へるものとする。

第五十八條(公金に関する郵便振替貯金) 通信官署は、公金に関する郵便振替貯金として、地方公共団体を加入者とし、当該加入者が排込み、又は振替を請求する場合を除いては、地方税、分担金、使用料その他当該地方公共団体の徴収金の納付のための排込金又は振替金のみを当該口座に受け入れる。

第六十條(排込及び振替) 公金に関する郵便振替貯金の口座への排込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合がある場合を除いては、第二十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令、賦課令、納税告知書又は納付書を以てこれをしなければならない。この場合には、徴税令、賦課令、納税告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを排込とみなす。

公金に関する郵便振替貯金の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合が請求するときを除いては、排し出す前に規定する書類を添付しなければならない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者が排込み、又は振替を請求する場合を除いては、電信排込及び電信振替の取扱をしない。

公金に関する郵便振替貯金においては、当該口座の加入者がする場合を除いては、排込の取消及び振替の請求の取消をすることができない。

第六十一條(排込及び振替) 公金に関する郵便振替貯金の口座への排込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合がある場合を除いては、第二十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令、賦課令、納税告知書又は納付書を以てこれをしなければならない。この場合には、徴税令、賦課令、納税告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを排込とみなす。

公金に関する郵便振替貯金の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合が請求するときを除いては、排し出す前に規定する書類を添付しなければならない。

第六十二條(排込及び振替) 公金に関する郵便振替貯金の口座への排込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合がある場合を除いては、第二十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令、賦課令、納税告知書又は納付書を以てこれをしなければならない。この場合には、徴税令、賦課令、納税告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを排込とみなす。

公金に関する郵便振替貯金の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合が請求するときを除いては、排し出す前に規定する書類を添付しなければならない。

第六十三條(排込及び振替) 公金に関する郵便振替貯金の口座への排込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合がある場合を除いては、第二十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令、賦課令、納税告知書又は納付書を以てこれをしなければならない。この場合には、徴税令、賦課令、納税告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを排込とみなす。

公金に関する郵便振替貯金の口座への振替を請求する場合には、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合が請求するときを除いては、排し出す前に規定する書類を添付しなければならない。

第六十四條(排込及び振替) 公金に関する郵便振替貯金の口座への排込は、当該口座の加入者又は市町村若しくはその組合がある場合を除いては、第二十七條第一項の規定にかかわらず、徴税令、賦課令、納税告知書又は納付書を以てこれをしなければならない。この場合には、徴税令、賦課令、納税告知書及び納付書は、第三十二條第二項の規定の適用については、これを排込とみなす。

きない。

第六十一條(即時拂) 公金に関する郵便振替貯金においては、即時拂の取扱をする。

即時拂においては、加入者の請求に因り、その加入者が予め受領証書の様式及び印章を届け出た郵便局において、その届け出た様式に適合し、且つ、届け出た印章を押しした受領証書と引き換えにこれに表示された金額の現金を払い渡し、口座所管廳において、その受領証書の送付を受けて、拂い渡した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十二條(取扱料金) 公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が拂い込む場合における拂込の料金は、第十八條第一項の規定にかかわらず、一円五十銭、即時拂の料金は、二円とする。

前項の料金及び公金に関する郵便振替貯金の口座に当該口座の加入者並びに市町村及びその組合以外の者が振替を請求する場合における振替の料金は、当該地方公共団体の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第二節 債券に関する郵便振替貯金

第六十三條(債券に関する郵便振替貯金) 通信官署は、債券に関する郵便振替貯金として、特別の法律により設立された金融機關に加入者とし、当該加入者が拂い込み、又は振替を請求する場合を除いては、通信官署が省令の定める

ところにより取り扱う國債又は当該加入者の発行する債券の募集又は賣出しに係る保証金、應募拂込金、賣渡代金その他の収入金のみを当該口座に受け入れるための取扱をする。

金融機關は、債券に関する郵便振替貯金の取扱を受けるには、通信大臣の認可を受けなければならない。

第六十四條(國債の買上代金の支拂等) 郵便局において、省令の定めるところにより、当該加入者のため國債を買い上げ、債券の元利金を支拂い、又は保証金を還付したときは、口座所管廳において、その買上代金若しくは債券の元利金の支拂又は保証金の還付に要した金額を当該加入者の口座の貯金から拂い出す。

第六十五條(取扱料金) 債券に関する郵便振替貯金に関する料金は、左の金額の範囲において、通信大臣がこれを定める。

一 第六十三條第一項に規定する収入金の受入

國債に係る場合 國債の額面金額の千分の三乃至千分の八に相当する金額

國債以外の債券に係る場合 債券の額面金額の千分の四乃至千分の三に相当する金額

二 前條の規定による拂出 國債を買い上げた場合 國債の額面金額の千分の二乃至千分の十に相当する金額
債券の元利金を支拂つた場合 支拂金額の千分の四十に相当する金額

第六十三條第一項の規定による受入の料金は、当該収入金を受け入れる口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第三節 在外加入者の郵便振替貯金

第六十六條(拂込及び拂出) 外國に居住する加入者は、自己の口座以外に口座に拂い込むことができず、又外國に居住する他人を受取人に指定して拂出を請求することができない。

第六十七條(拂込の方法) 外國に居住する加入者は、拂込をするには、第三十二條第一項の規定にかかわらず、拂込金を口座所管廳に送付しなければならない。

第六十八條(拂出金及び貯金残額の拂渡) 外國に居住する加入者が自己を受取人に指定してする通常現金拂の拂出金の拂渡及び外國に居住する者に対する貯金残額の拂渡は、第三十八條第一項、第五十五條及び第五十六條第二項の規定にかかわらず、口座所管廳において、拂出金又は貯金残額を郵便爲替でその者に送付してこれをする。

前項の郵便爲替の料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

第六十九條(拂込金等の送付) 外國に居住する加入者は、拂込金又は郵便振替貯金に関する料金若しくは代金で加入者の口座の貯金から控除して徴収しないもの及び省令の定める書類の送付に要する郵便に関する料金を口座所管廳に送付するには、郵便爲替によらなければならない。

第七十條(郵便料金の徴収) 口座所管廳から外國に居住する加入者に送付する書類(前條に規定する書類を除く。)の郵便に関する料金は、加入者の口座の貯金から控除してこれを徴収する。

ばならない。

第七十一條 この法律は、昭和二十三年三月一日から、これを施行する。但し、小切手拂に関する規定は、同年十月一日からこれを施行する。

附則

第七十二條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第七十三條 明治三十八年法律第二十三號郵便貯金法の規定に基づいて開設された振替計算のためにする郵便貯金の口座でこの法律施行の際現に存するものは、この法律の規定により開設された郵便振替貯金の口座とみなす。

前項に規定する振替計算のためにする郵便貯金の口座につき拂い込まれた基本預金は、この法律施行の日を以て、これを当該口座の貯金の現在高に組み入れる。

第七十四條 この法律施行前にした振替計算のためにする郵便貯金の口座への拂込の料金の徴収については、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第七十五條 明治三十八年法律第二十三號郵便貯金法の規定に基づく局符拂については、この法律施行後でも、昭和二十三年九月三十日まで、なお従前の例による。

一部を次のように改正する。

第一條第二項中「及び郵便貯金」を、「郵便貯金及び郵便振替貯金」に改める。

第七十七條 預金部預金法の一部を次のように改正する。

第二條中「郵便貯金」の下に「又ハ郵便振替貯金」を加える。

第七十八條 所得税法の一部を次のように改正する。

第六條第四号中「郵便貯金の利子」の下に「郵便振替貯金の利子」を加える。

○権限政府委員 たいまい露堀となりました郵便振替貯金法案の提案理由を御説明申し上げます。

振替貯金制度は郵便貯金の一態様として、明治三十八年に制定されました郵便貯金法中に規定されていたのでありますが、その郵便貯金法は、先般の第一回國會で新郵便貯金法に改められ、郵便振替貯金に関する部分のみは、旧郵便貯金法の規定によることとなつていたのであります。その際近く郵便振替貯金法を提案いたしたい旨を申し上げておきましたが、これがその法案なのでございます。

て郵便貯金とは別個に命令で規定され
ていたのでございます。

しかるに先般日本國憲法が公布施行
されましたので、郵便貯金におき
ましても、新郵便貯金法と同様に、新
憲法に即して利用者の権利義務に重大
な影響を及ぼす事項等につきまして
は、すべてこれを法律で規定すること
といたしまして、ここに郵便貯金の
利用関係の整理法を確立するた
め、本案を提案する次第なのでござ
います。

今法案の内容について申し上げます
と、大体において業務の内容、利用
条件、利用者の権利義務等につきま
しては、従来の制度を踏襲いたしてお
りますが、以下の諸点において若干の改
正を加えたのであります。まず事業の
民主的な運営を期する立場から、法律
の目的、國營の理由並びに事業運営の
指針を明らかにいたしまして、事業
管理の責任者としての通信大臣の職
責を明確にし、さらに従来事業の公共性
に基く特例として廣く認められてまい
りました取扱の遅延による損害賠償
の免責範圍を、事業の特質から生ずる
必要の最小限度に止め、不可抗力その
他真にやむを得ない事由による場合を
除いては、一般民法の規定によつて損
害賠償の責に任ずることといたしまし
て、必要な規定を設けました。また
利用上の料金をすべて法定いたしました
りますが、これは將來料金改定の必要
を生じました場合におきましても、國
会の議決を得て料金額を決定せんとす
るものでございます。

次に小切手の制度を創設いたしまし
て、必要な規定を設けました。すなわ
ち従来の局待拂の制度は、振替貯金の
加入者が、金銭の支拂に代えて局待
拂出書を交付し、その交付を受けた
者が、これを郵便局に呈示して現金
の拂渡しを受けるという制度でありま
して、その内容、利用方法等は、ほと
んど小切手制度と異なるところがな
いのでありますが、小切手法の適用を受
けない別異の制度といたしておきまし
たために、決済の手段といたしまして
は、小切手のごとく十分なる機能を發
揮し得ない憾みがありますので、この
際これを小切手制度に統合せしめて、
経済取引の要請にこたえんとするもの
でございまして、その他新法律制定を機
会に、なほ細部の点に修正を加えたも
のがありますが、事業の本質にはあま
り影響がないものと認められます。

以上御説明申し上げましたごとく
この法律の制定によりまして、郵便振
替貯金の制度は普遍的な、かつ確實な
資金及び決済の手段として、その機能
を十分に發揮することができ、経済
社會に多大の便益を供與するものであ
ることを確信いたしております。以上
御説明申し上げました点を御了承の
上、何とぞ十分御審議くださいますし
て、速やかに御賛成くださるよう切望
する次第でございます。

次に郵便振替法案の提案理由を御説
明申し上げます。

現行郵便振替法は、明治三十三年に
制定されたものであります。その後
約五十年間におきまして、大正五年郵
便爲替證書の有効期間に関する第十六
條の規定の改正を見ましたのは、何
らの改正もなく、今日に及んでおりま
す。

業の民主化が強く要請され、併せて法
律用語の平易化及び明確化が著先され
たのに鑑みまして、先般第一國國會を
通過して、昨年十二月一日から施行を
見ました郵便貯金法と同じく、郵便爲
替法につきましても、根本的な再検討
を加えた結果、新憲法の精神に副
つて、これを修正する必要があると思
ひましたので、現行郵便振替法を廃
止して、新たに郵便爲替法を制定しよ
うとするものでございまして、

今その内容について御説明申し上げ
ますが、業務の实体は大体において現
行制度にあまり大きな改定を加えてお
りません。以下改正を加えた諸点を申
し述べます。まず第一に本法は郵
便貯金法の姉妹法とも申すべきもので
あり、郵便貯金法と同様、事業經營の
民主化をはかり、全條文を口語体とし
て平易かつ明確に表現いたしますと
つて、事業國營の理由並びに事業運
營の指針を明らかにし、また事業の管
理者たる通信大臣の職責を明確いたし
ました。また利用者との法律關係にお
きまして、事業の公共性に基く保護
規定として認められてまいりました一
般私法に対する例外規定を、でき得る
限り除くことといたしました。すなわ
ち現行規定におきましては、郵便爲替
の利用に關しまして、無能力者の行爲
は能力者の行爲とみなし、従つてこれ
を取消し得ないものとして、民法の規
定を排除いたしておるのであります。

この特例規定を削除することとした
しました。また現行規定におきまして
は、郵便爲替に關する取扱の遅延に
よつて利用者が増減を受けた場合、國
はすべてその賠償の責任を負ふこと
として、民法の債務の履行遲滞の規
定を排除してゐるのであります。こ
れもやはり大量の取扱を處理する事
業の特質上認められた保護規定ではあ
りますが、このように無制限に免責を
認めることは、新憲法下許されないと
の考えますので、その免責の範圍を
不可抗力その他事業の運行上眞にやむ
を得ない遅延の場合に限りまして、そ
他の場合における取扱の遅延につき
ましては、一般私法の規定に従つて利
用者の損害を賠償することとしたた
のであります。このほかなお郵便爲替
利用上の料金は、現在すべて命令で規
定されておりましたが、これを法定いた
しまして、將來料金改定の必要を生じ
た場合におきましても、國会の議決を
得て料金額を決定することとしたし
ました。

次に業務の内容、利用者の権利義務
に關する規定等の実体的規定を、廣く
明確に法定いたしました。すなわち郵
便爲替の種類別の内容、利用者の各種
請求權等、従来はすべて命令で規定さ
れていたのでありますが、事業の实体
に關する事項はこれを法律で規定する
ことといたしまして、業務の實質、取
扱の内容が事業主体の恣意によつて
決定、変更されるがごときことのない
よう保障いたしますことによつて、事
業の民主的な運営を期してあります。

この法律の制定によりまして、郵便
爲替の制度は、簡易確實な資金手段と
してまずその機能を發揮いたしまし

て、國民生活に多大の便益を供與する
ものであることを確信いたしております
が、以上御説明申し上げました点を御
了承の上、何とぞ十分御審議されまし
て、速やかに御賛成くださることを
切望する次第であります。(拍手)

御質問等がございまして、係官等
も多数見えておりますから、詳細な点
については事務的に説明をいたした
と思ひます。

○岡田委員長 速記をやめて……
〔速記中止〕

○岡田委員長 この際委員諸君に御相
談申し上げます。通信大臣が閣議でま
だ遅れるような状況でもあります。通
信大臣から通信行政に關する説明を願
取したいと思ひましたが、さういふ都
合ですから、本日はこの程度にして散
会したいと思ひますが、いかがでし
うか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○岡田委員長 では本日はこの程度で
散会いたします。次回の委員会は公報
をもつて御通知申し上げます。
午後三時八分散会